

西宮市民会館の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市民会館について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市民会館

(西宮市六湛寺町 10 番 11 号)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 公益財団法人西宮市文化振興財団

代表者 理事長 田原 幸夫

所在地 西宮市六湛寺町 10 番 11 号

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 市民会館における芸術・文化の鑑賞事業等の企画、実施に関する業務
- (2) 市民会館の使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務
- (3) 市民会館の使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) 市民会館の使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務
- (5) 市民会館における特別の設備に係る許可に関する業務
- (6) 市民会館の使用に係る原状回復に関する業務
- (7) 市民会館への入館の制限に関する業務
- (8) 市民会館への立ち入り調査に関する業務
- (9) 市民会館の施設利用の促進に関する業務
- (10) 市民会館に係る施設及び設備の維持管理に関する業務
- (11) 防火管理者の選任及び防火管理に関する業務
- (12) モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等その他施設の設置目的を達成するため、市長が必要と認める業務
- (13) 他の市民ホールとの連携および市の文化芸術拠点としての機能を果たすにあたり必要な業務

4. 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで